

# ECマルタ

## 学生ビザ申請についてのご案内



ECに通う長期留学生でビザ申請が必要な場合には、学校で日本語による説明、サポートがあります。但し日本で準備が必要な書類もありますので、下記案内をよく読んで、必要書類を揃えて渡航するようにしてください。また書類の不備が見つかり、日本から取り寄せる必要が発生するケースもありますので、ビザ申請手続きは、渡航後すぐに行うようにしてください。

### 学生ビザ

マルタに90日以上滞在する日本人は、現地で学生ビザを申請する必要があります。マルタ入国前に他のシェンゲン加盟国を経由して来る場合には、最初のシェンゲン域内入国日より計算してください。

### マルタへの入国

マルタで90日以上滞在が記載された学校の書類を持って、ドイツやイタリアなどのシェンゲン域内を経由してマルタに入国する場合、日本の航空会社チェックインカウンター、または経地の航空会社カウンターで、90日以上ビザを持っていないことを理由に搭乗を拒否されたり、90日以内への帰国便への変更を条件に、搭乗が認められるケースが一部発生しています。マルタへの入国は、ドバイやトルコ、イギリス等の非シェンゲン国を経由とした方が安心、確実です。

### 申請時期

入国から90日以内の申請ですが、出来る限り早めに、少なくとも入国後8週間以内に済ませることをおすすめします。

### 発行までの期間

申請から4週間後。但し何らかの事情で遅延が生じる可能性もあります。

### 滞在許可の出る期間

滞在許可の出る期間はコース期間と同期間となり、最長1年まで申請が可能です。延長により1年以上の滞在も可能ですが、その際はビザの切れる2カ月前までに延長手続きを行う必要があります。また途中ホリデーを取得する等の理由で、滞在期間が申込みコース期間よりも長くなる場合には、学校からのビザレターにその旨が反映されている必要があります。

ビザ申請が必要なのは、90日以上滞在中の場合ですが、滞在期間が90日を僅かに上回る程度の日数の場合、申請が認められないため、ビザ申請を前提とする場合には、コース期間は最低16週以上お申込みください。

### 申請に必要な書類

- 申請書
- 証明写真2枚
- ビザレター
- 滞在先確認書
- 残高証明書
- 現地ATMからのレシート
- 海外旅行(留学)保険付保証明
- パスポート

### 申請書

学校で受け取ります。また申請前には学校で記載内容の確認を行います。

### 証明写真

日本の履歴書サイズ(4.5×3.5cm程度)。マルタでも撮影可能です。

### ビザレター

パスポートを持参し、学校で申請してください。

### 滞在先確認書(英文)

ビザ申請期間中の滞在先が確保されていることが証明できるもの。ECの滞在先をお申し込みの場合には学校からのレターに記載されるので、別途用意する必要はありません。外部のアパート等を契約して滞在中の場合には、アパートの契約書等の提出が必要ですが、提出に非協力的な家主もいるため、契約時に十分確認する必要があります。

### 残高証明書

ユーロ建ての英文証明書の原本を持参下さい。但し銀行手数料の問題等で支障がある場合には円建てでも、また実際の提出はコピーでも可能です。有効期限の点から、日本出発前2週間を切っただけからの発行をお勧めします。

### [必要残高]

①全期間の滞在先がお申し込み & 支払い済みの場合(ECでお申し込みの滞在先等)  
→1日あたり25ユーロ×残高証明書発行日から滞在終了までの日数該当額

②全部または一部期間の滞在先について、費用が未払いの場合(現地で自己手配したアパートで、毎月の家賃払いの場合等)  
→未払いに期間については、1日あたり48ユーロで計算

### Affidavit Support Form

学生本人名義の残高証明書が提出できない場合には、ご家族名義の証明書が利用できます。その場合にはAffidavit Support Form(別紙)に必要事項をご記入の上、フォーム署名者(残高証明書名義人)の身分証明書コピー(英文、パスポートが望ましい)と合わせて提出してください。

### ATM明細

実際にマルタで現金が引き出せることを証明するために、マルタATMからのレシートが必要です(※2018年より変更があり、レシートは残高証明書の銀行口座と同一のものでなくても、申請できるようになっています)。

### 海外旅行保険証書(英文)

ユーロでの補償額が記載された付保証明(携帯用のカード類は無効)が必要です。(※2018年より変更があり、パスポート番号の記載は無くても申請できるようになっています)

パスポート:全ページのコピー(日本での準備推奨)及び原本の提出が必要です。

### 申請方法

フロリアーナにあるビザオフィス(Central Visa Unit)で申請が可能です。地図や詳しい行き方、受付時間等については、現地ご到着後学校でご案内します。

### 申請料:66ユーロ

申請時にはビザ受領日が記載されたレシートを受け取るので保管、指定日にレシートを持って受け取りに行くようにしてください。

事前予約の上、語学学校連盟のFELTOMを通じて申請することも可能です。その際は上記申請料に加え、FELTOM手数料10ユーロが追加が必要となります。ご希望の場合には学校でお申し出ください。



### よくあるご質問とその答え

■マルタに入学してから90日になる前に、一度マルタを出て再入国をすれば、新たに90日間マルタに滞在できますか？

→シェンゲン加盟国の規定では、「180日間で総計90日まで、シェンゲン加盟国での滞在が可能」となっているため、一度マルタ国外に出ても、新たに90日滞在することはできません。

■ビザがもらえるまでは、マルタ国外に行くことはできませんか？

→ビザ申請中はパスポートを提出する必要があるため、マルタ国外に出ることはできません。また海外旅行、一時帰国等を理由としたビザの例外的早期発行は認められていませんので、旅行等の計画は、必ずビザ発行を受けた後で行ってください。

■途中で旅行に行きたいのですが、ビザ申請で気を付けることはありますか？

→ECでは途中ホリデーの申請が認められていますが、ホリデー期間分をコース延長する場合（総滞在期間が長くなる場合）には、ビザ申請の時点でその期間分を含めた滞在終了日を設定、ビザレターの発行を受けてください。また海外旅行保険は、ホリデーを含めた日数までカバーされるようご用意下さい。

ホリデー期間は8-23週間のコース期間で最大2週間まで、24週間以上のコース期間で最大4週間まで取得可能、1回に取得可能な週数は2週間までとなります。また取得時期はコース期間中とし、滞在期間の最後2週間は必ずコースを受講してください。またホリデー申請時の出席率が80%以下の場合には、ホリデー取得は認められません。

コース終了後に予め取っておいたホリデーを利用しての旅行やマルタ滞在は、ビザの不正取得とみなされるため、ECとしては認めていません。またホリデー取得を前提にビザ申請をした場合には、必ずその週数分のホリデーを取得、消化して下さい。

■学生ビザ取得後にコース期間を短縮してマルタを出国することになりました。ビザはどうなりますか？

→本来申し込んでいたコース期間を短縮した場合（他国ECへの転校を含む）、マルタ移民局への報告義務があり、ビザの期間は新たに設定されたマルタでのコース終了日（帰国日）に変更となります。

■コース終了後（マルタでの学生ビザ終了後）に旅行に行きたいのですが、可能ですか？

→学生ビザ終了後のシェンゲン域内旅行については、明確な規定がなく、可能、不可能の判断は致しかねるため（日本外務省の情報でも各国大使館への直接の確認が推奨されています）、ECではビザ終了後ではなく、ビザ期間内の旅行を推奨しています。ただしイギリス等、シェンゲン域外への旅行は可能です。

■ビザ終了後、一時帰国してまたマルタに行きたいのですが、いつから可能ですか？

→学生ビザ終了後の再入国時期についても明確な規定がなく、「一度シェンゲン域内に出て戻って来たら直後でも大丈夫だった」「3か月置いたら問題無かった」等、事例が報告されているのみです。再入国のタイミングについては、各自の判断で行われるようお願いいたします。

### ご注意点

ドイツやイタリアなどのシェンゲン加盟国の都市（空港）を経由してマルタに入国する場合、経由地で入国審査（パスポートコントロール）があります。審査官がマルタでのビザ申請のルールを知らず、「90日以上滞在にもかかわらずビザを持っていない」と指摘されるケースが出ていますので、その場合には次ページ以降のご案内、レターを参考に対応するようにしてください。イギリス経由、ドバイ経由などのシェンゲン域外からの入国の場合には、マルタへの入国審査はマルタで行われます。

ご注意：本資料の情報は2018年1月現在のものであり、今後政府からの事前予告無しに変更になる可能性があります。申請の際には必ず現地で最新の情報をご確認ください。また当資料の情報や、制度変更に伴って何らかの不利益が生じた場合、ECでは一切の責任は負いませんので、何卒ご了承ください。